

都道府県知事
都道府県後期高齢者医療広域連合長

】 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

令和 3 年度後期高齢者医療財政調整交付金の交付（当初交付分）申請について
（特別調整交付金交付基準 事業区分Ⅰから事業区分Ⅲを除く）

令和 3 年度における高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 95 条の規定に基づく後期高齢者医療財政調整交付金の交付（当初交付）申請については、下記により行うこととしたので、その申請手続等に遺漏のないよう取り計らわれない。

記

- 1 交付申請に係る医療費等の積算方法
別添の各様式に従い、令和 2 年度の交付決定通知等に基づき積算すること。
- 2 交付申請手続
 - (1) 後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、別添の各様式により交付申請書等を作成し、所要の添付書類を添えて都道府県知事に提出すること。
 - (2) 都道府県知事は、広域連合から提出された交付申請書等の審査を行い、令和 3 年 5 月 10 日（月）までに厚生労働大臣に提出すること。
- 3 交付決定額について
普通調整交付金と算定省令第 6 条第 5 号に係る特別調整交付金の合計額について、国の予算額の 5 分の 4 相当額を交付する予定であること。